

戦時中の連合国捕虜使役問題に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十一年一月二十九日

藤田 幸久

参議院議長 江田 五月 殿

戦時中の連合軍捕虜使役問題に関する質問主意書

昨年十一月、十二月に参議院外交防衛委員会で戦時中の連合軍捕虜使役問題について質問し、日本政府の姿勢を質したが、不明な点が多いので、以下質問する。戦後六十四年にもなるのに、高齢に達している元捕虜の当事者やその家族・遺族らと十分な和解ができず、日米・日英・日豪・日蘭などの外交関係においていは喉に刺さった棘のように現在まで問題を引きずっていることは誠に遺憾である。捕虜問題は、日本が受諾したポツダム宣言の第十項に盛り込まれるほど重大な日本の戦争犯罪であると認識されていた。また捕虜問題は戦争裁判のみならず、サンフランシスコ講和条約第十六条にみられるように戦後の日本政府の対応が求められてきた重大な外交案件である。国連総会で日本も賛成して決議した「国際和解年」である今年、戦後日本外交の「棘」をとりさるためにも、日本政府の誠実な対応を強く求めるものである。

一 先の大戦中の戦時捕虜に関する資料の保管状況について

先の大戦中の戦時捕虜に関する資料および関係の文書は、日本政府において戦後どのように扱われ、現在どこに保管されているのか。引継ぎ状況に関しても詳細を説明されたい。

二 捕虜問題の担当部局および責任者について

先の大戦時の戦時捕虜に関する諸問題および政策立案を所管する部局は政府のどこか。また所管する責任者は誰か。

三 捕虜問題の認識について

連合国捕虜の取扱いをめぐる問題は、対米、英、豪、蘭などとの戦後外交の中で一貫して極めてセンシティブな問題であった。オランダ・ハーグでは今も元捕虜・抑留者が毎月日本大使館前で抗議デモを行い、時に日本の大使も面会に応じ、要望書を受け取り、返書を出したこともあると聞く。

1 在豪日本大使館ではなぜ在蘭日本大使館のような誠実な対応を行わず、当事者の声を聞こうとしないのか。

2 日本政府としては、現在これらの連合国捕虜問題に関してどのような認識をもっているのか。対応すべき問題と認識していないのか。

3 日本政府は当事者にどのようなメッセージを語ろうとしているのか。

四 豪州元捕虜・家族らの訴えについて

麻生現総理が外務大臣に就任した二〇〇五年以降、麻生鉱業で使役された豪州の元捕虜や家族から捕虜

問題解決を求める訴えが行われ、豪州の地元新聞や放送でも繰り返し取り上げられてきている。

1 在豪日本大使館や総領事館はこれらの情報を得ていたものと思われるが、東京の本省や官邸にこれらの情報を伝達していなかったのか。

2 日本政府はこれまでに元捕虜、家族から直接手紙や電子メールなどを受け取ったことはないか。受け取った場合は、それらの要望や質問にどのように対応したのか。

五 麻生鉱業捕虜使役に関する情報の確認について

1 外務省は二〇〇六年七月四日の外国プレス記者会見で国際報道官が麻生鉱業の連合国捕虜使役の事実
に否定的なコメントを述べたが、いかなる根拠に基づいて否定したのか。

2 二〇〇六年十一月十五日付インターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙記事に関しても、昨年十一月十三日、十二月十八日の参議院外交防衛委員会で中曽根外務大臣が「当時外務省において必要な確認を行った」と答弁しているが、具体的にどのような確認作業を行ったのか。

3 麻生総理は一月九日の衆議院予算委員会で、「私の事務所を通じて旧麻生鉱業関係者に照会を行った
が、当時そのような情報は見出すことはできなかった」と答弁しているが、いつ旧麻生鉱業の誰に、ど

のように照会し、どのような回答を得たのか。

4 政府として旧麻生鉱業関係資料を精査しなかったのか。

六 「麻生百年史」における記述と実態について

当時取締役社長であった麻生総理が発行者であったこの本には朝鮮人労働についての記述がある。

1 麻生鉱業で使役されていた朝鮮人の当時の状況について「強制労働」であったとの認識はあるか。

2 他方、連合軍捕虜については全く記載がないが、それらについて関係者への照会や文献調査などを行わなかったのか。

七 ニューヨーク総領事館ホームページでのインターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙記事への反論について

1 ホームページに反論が掲載されたのは正確にいつからいつまでか。

2 反論掲載を提起・指示した責任者は誰か。

3 また、そのホームページを削除した日はいつか。

4 その削除を提起・指示した責任者は誰か。

5 麻生総理はその削除の報告を受けていたか。

6 一月六日の衆議院本会議、九日の衆議院予算委員会で麻生総理、中曽根外務大臣はインターナショナル・ヘラルド・トリビューン記事には「事実誤認などが種々含まれていたために」と答弁しているが、麻生炭鉱捕虜使役の事実以外の、事実誤認をすべて挙げられたい。また、それらについて何が誤認か明示されたい。

八 労賃の支払いについて

元捕虜らが日本政府に対する不信感を払拭できない点は、彼らにとって明示的な謝罪がないという点とともに使役された当時の労賃が支払われておらず、激しい労働を強いられたと感じている点である。日本政府は、在外資産等約五十九億円分を赤十字国際委員会（ICRC）を通じて十四ヶ国に支払ったと主張している。

1 日本側が支払いを行ったことを裏付ける資料を明らかにされたい。また海外の当事者にも分かるように説明すべきと思うが、如何か。

2 ICRCをとおして支払われた配分金は、各国においてどのように支給されたのかについて、詳細な

報告を得ているか。

3 それらの報告・資料を請求したことはあるのか。

4 米国には配分されていないようであるが、なぜか。米国に配分されない理由を米国人元捕虜らに説明したことはあるか。

5 労賃支払いの根拠となる勤務記録などの資料は現在どこに保管されているか。

九 捕虜問題の解決に向けて

1 これらの戦時中の捕虜問題の解決と当事者・家族との和解のために今どのような施策を政府としては考えているのか。

2 平成二十一年度予算案の中で、元捕虜およびその家族らを対象とする事業は何か。また予算とその内訳を明らかにされたい。

右質問する。